

各学校・保育所等の設置者 殿  
市区町村の地域型保育事業認可担当部署 殿

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター

## 災害共済給付における地域型保育事業への対応について

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務について、格別の御協力をいただきありがとうございます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）が改正（平成27年4月1日施行）され、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）における地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業が「特定保育事業」として新たに災害共済給付の対象となりましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

なお、本件については、新制度に関係する部署等にも周知いただきますとともに、特定保育事業を行う皆様にも御案内いただければ幸いです。

## 記

今回のセンター法の改正で、「特定保育事業」（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」、「事業所内保育事業」をいいます。）が新たに災害共済給付の対象となりました（「居宅訪問型保育事業」は対象となりませんので御注意ください）。

共済掛金の額等の詳細については、別紙「平成27年度 共済掛金額について」のとおりですので御参照ください（平成27年度の特定保育事業に限り、5月31日（平成27年は6月1日）までとしている共済掛金の支払期限は7月31日になります）。

なお、本件に関する御質問等は、下記の連絡先までお願いします。

## 【日本スポーツ振興センター学校安全部連絡先】

都道府県	問合せ先電話番号	担当部署
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162	給付第二課
東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163	
北海道・青森・岩手	022-716-2107	仙台給付課
宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108	
福井・愛知・三重	052-533-7822	名古屋給付課
富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823	
大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602	大阪給付課
滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603	
鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956	広島給付課
徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957	
福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725	福岡給付課
佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726	

## 平成27年度 共済掛金額について

## (1) 平成27年度共済掛金額及び免責の特約掛金額について

※免責の特約に係る共済掛金(25円・通信制は2円)は、設置者負担です。

区 分		共 済 掛 金 の 額	内 訳	
			災害共済給付に係る 共 済 掛 金	※免責の特約に係る 共 済 掛 金
義務教育 諸 学 校	一 般	945 円 (485 円)	920 円 (460 円)	25 円
	要 保 護	65 円 (45 円)	40 円 (20 円)	25 円
高 等 学 校	全 日 制	1,865 円 (945 円)	1,840 円 (920 円)	25 円
	定 時 制	1,005 円 (515 円)	980 円 (490 円)	25 円
	通 信 制	282 円 (142 円)	280 円 (140 円)	2 円
高等専門学校		1,905 円 (965 円)	1,880 円 (940 円)	25 円
幼 稚 園		295 円 (160 円)	270 円 (135 円)	25 円
<b>幼保連携型認定こども園</b>		<b>295 円 (160 円)</b>	<b>270 円 (135 円)</b>	<b>25 円</b>
保育所等 特定保育事業	一 般	<b>375 円 (200 円)</b>	<b>350 円 (175 円)</b>	<b>25 円</b>
	要 保 護	<b>65 円 (45 円)</b>	<b>40 円 (20 円)</b>	<b>25 円</b>

## (2) 共済掛金の保護者からの徴収額について

共済掛金は、学校の設置者と災害共済給付契約の対象とする児童生徒等の保護者が負担することになっていますが、この保護者負担分は、当該学校の設置者が定め、保護者から徴収することとされています。

なお、保護者から徴収する額の範囲は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第10条(保育所等は附則第5条第2項)により次のように定められています。

区 分		災害共済給付に係る 共 済 掛 金	保 護 者 から 徴 収 す る 額
義務教育諸学校		920 円 (460 円)	左欄の額の10分の4～10分の6の額 368 円 (184 円) ～ 552 円 (276 円)
高 等 学 校	全 日 制	1,840 円 (920 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 1,104 円 (552 円) ～ 1,656 円 (828 円)
	定 時 制	980 円 (490 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 588 円 (294 円) ～ 882 円 (441 円)
	通 信 制	280 円 (140 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 168 円 (84 円) ～ 252 円 (126 円)
高等専門学校		1,880 円 (940 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 1,128 円 (564 円) ～ 1,692 円 (846 円)
幼 稚 園		270 円 (135 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 162 円 (81 円) ～ 243 円 (121 円)
<b>幼保連携型 認定こども園</b>		<b>270 円 (135 円)</b>	<b>左欄の額の10分の6～10分の9の額 162 円 (81 円) ～ 243 円 (121 円)</b>
<b>保 育 所 等 特定保育事業</b>		<b>350 円 (175 円)</b>	<b>左欄の額の10分の6～10分の9の額 210 円 (105 円) ～ 315 円 (157 円)</b>

(注) ( ) 内は沖縄県における共済掛金額です。

(注) 保育所等：保育所、保育所型認定こども園(保育所)、幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設、地方裁量型認定こども園

(注) 特定保育事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

(注) 幼稚園型認定こども園については、幼稚園部分は「幼稚園」として、保育機能施設部分は「保育所等」として、それぞれ加入手続きをする必要があります。

(注) 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に係る事務は、当該地方公共団体の長が処理することとされています。